

先端設備等導入計画 提出書類チェックシート

年 月 日

1 申請者等

申請者名	
認定支援機関名	

2 提出書類の確認

提出書類	説明等	チェック
(1) 申請書・先端設備等導入計画（原本）		<input type="checkbox"/>
(2) 経営革新等支援機関の確認書（原本）		<input type="checkbox"/>
(3) 工業会等の証明書（写し）	※固定資産税の特例制度の適用を受ける場合のみ ※原本は申請者が保管	<input type="checkbox"/>
(4) 先端設備等に係る誓約書（原本）	※固定資産税の特例制度の適用を受ける場合で、かつ、工業会等の証明書が事後提出となる場合のみ	<input type="checkbox"/>
(5) リース見積書及びリース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書（いずれも写し）	※リースを利用して固定資産税の特例制度の適用を受ける場合のみ ※申請者が納税者の場合は不要	<input type="checkbox"/>

3 申請書（計画）記載事項の確認

申請書記載欄	確認事項	チェック
表紙	・住所、記名、押印（法人の場合は実印。記名が自署の場合は押印を省略可）がされているか	<input type="checkbox"/>
1	・事業者の氏名又は名称、代表者名、法人番号（ある場合のみ）、資本金又は出資の額、常時使用する従業員の数、主たる事業を記載してあるか	<input type="checkbox"/>
1	・認定対象の中小企業者であるか	<input type="checkbox"/>
2	・計画の実施期間は、3年間、4年間又は5年間のいずれかになっているか	<input type="checkbox"/>
3	・①自社の事業概要、②自社の経営状況について記載しているか	<input type="checkbox"/>
4	・先端設備の導入について、①具体的な取組内容、②将来の展望が基本計画の内容に合致しているか	<input type="checkbox"/>
4	・労働生産性が年平均3%以上向上する目標になっているか（3年：9%以上、4年12%以上、5年15%以上）	<input type="checkbox"/>
4	・先端設備等の設備名/型式、導入時期、所在地、設備等の種類（省令に定める設備）、単価、数量、金額、工業会の証明書の文書番号（ある場合のみ）が記載されているか	<input type="checkbox"/>
4	・先端設備等の取得は、計画期間内に行われる予定か ※固定資産税特例の適用を受ける設備については、平成33年3月31日までに導入するものであるか	<input type="checkbox"/>
5	・先端設備等の導入に必要な資金の調達方法と金額を記載しているか ※同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載	<input type="checkbox"/>
—	・固定資産税の特例措置の適用を受ける場合、税制優遇の対象となる中小企業者等（資本金1億円以下、大企業の子会社でないこと）であるか	<input type="checkbox"/>

※担当課使用欄

1 認定要件の確認

認定要件 (生産性向上特別措置法 第40条第4項)	確認項目	確認資料	適合の有無
(1) 当該先端設備等導入計画が導入促進指針及び当該特定市町村の同意導入促進基本計画に適合するものであること。	先端設備等であること。	<input type="checkbox"/> 工業会等証明書	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
	労働生産性の向上目標が年率平均3%以上であること。	<input type="checkbox"/> 先端設備等導入計画	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
	先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項（雇用の安定、健全な地域経済への発展）に抵触しないこと。	<input type="checkbox"/> 認定支援機関による確認書 <input type="checkbox"/> 先端設備等導入計画 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
(2) 当該先端設備等導入計画に係る先端設備等導入計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。	同左	<input type="checkbox"/> 認定支援機関による確認書 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合

2 補助金等の活用予定

あり なし

補助金等の名称	申請時期	年 月 日

※関係法令

■生産性向上特別措置法

(先端設備等導入計画の認定)

第四十条 同意導入促進基本計画に基づく先端設備等の導入（以下「先端設備等導入」という。）をしようとする中小企業者は、その実施しようとする先端設備等導入に関する計画（以下この条及び次条において「先端設備等導入計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、その導入する先端設備等の所在地を管轄する特定市町村（同意導入促進基本計画を作成した市町村をいう。以下同じ。）に提出して、その認定を受けることができる。

2 二以上の中小企業者が先端設備等導入を共同で行おうとする場合にあっては、当該二以上の中小企業者は共同して先端設備等導入計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 先端設備等導入計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 先端設備等の種類及び導入時期
- 二 先端設備等導入の内容
- 三 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

4 特定市町村は、第一項の認定の申請があった場合において、その先端設備等導入計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 当該先端設備等導入計画が導入促進指針及び当該特定市町村の同意導入促進基本計画に適合するものであること。
- 二 当該先端設備等導入計画に係る先端設備等導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

5 特定市町村は、第一項の認定をしたときは、経済産業大臣に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(先端設備等導入計画の変更等)

第四十一条 前条第一項の認定を受けた中小企業者（以下「認定先端設備等導入事業者」という。）は、当該認定に係る先端設備等導入計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認定をした特定市町村の認定を受けなければならない。

2 特定市町村は、認定先端設備等導入事業者が当該認定に係る先端設備等導入計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定先端設備等導入計画」という。）に従って先端設備等導入を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 特定市町村は、認定先端設備等導入計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 特定市町村は、前二項の規定により前条第一項の認定を取り消したときは、その旨を経済産業大臣に通知するものとする。

5 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。